

保護者の皆様へ【保健室から】

お子様が、本校で心身共に健康で充実した高校生活を送ることが出来ますように、御家庭と保健室との連携をとりながらサポートしていこうと思っております。

御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

1 学校でのけがや病気の手当について

学校での手当は、あくまでも医療機関に行くまで、または保護者の皆様の手に委ねるまでの一時的なものです。治療でなく、あくまでも応急処置であることを御承知ください。

(1) けがの手当て

- ①学校で起こったけがに対して応急手当を行います。御家庭でのけがや、継続して治療が必要なけがの手当ては原則として行いません。
- ②手当の内容は、消毒・湿布程度です。
- ③医師の診察・治療が必要と思われるけがについては、保護者へ連絡して受診をお願いすることがあります。緊急の場合や保護者と連絡が取れない場合は、学校で医療機関を決めさせていただきますので御了承ください。

(2) 病気の手当て

- ①学校では薬の投与をしないことを原則としています。
- ②1～2時間程度休養しても回復の兆しが見られない場合や熱がある場合、その他全身状態を観察して必要と思われる時は早退をさせます。保護者の迎えをお願いする場合がありますので、御了承ください。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金について

学校管理下の災害に対して医療費が5000円以上かかった場合、災害共済給付を行う国・教育委員会・保護者の三者の負担による互助共済制度です。保護者負担金（年額1528円）は、他の学校諸経費と一緒に一括徴収をさせていただきます。

- (1) 災害発生に対して医療を受けた場合、学校から申請に必要な用紙をお渡しします。医療機関等で記入してもらい、治療した月ごとに、速やかに学校へ提出してください。
- (2) 給付金は、保護者の指定の通帳に振り込まれます。申請して2～3か月後になります。
- (3) 手続き等、詳細については、該当の生徒にその都度、説明いたします。

3 学校感染症にかかった場合について

- (1) 学校保健安全法で定められている感染症にかかった場合、医師の許可が下りるまで登校できないことになっています。この期間は出席停止となり、欠席にはなりません。診断を受けた場合は、速やかに学校まで御連絡ください。
- (2) 感染症の出席停止に係わる所定の用紙は、本校のHPからダウンロードしてください。
(学校から直接お渡しすることも出来ます)
回復されて登校する前に医師から記入してもらい、登校する時に学校(担任)に提出してください。

4 健康診断について

4月から6月にかけて学校では定期健康診断が行われます。

定期健康診断は、学校保健安全法で受検することが義務付けられています。必ず、受検してください。なお、健康診断の結果、医師の診察・治療が必要と認められた場合は、受診勧奨の通知をお渡ししますので、早めに受診されるようお願いいたします。